

平成九年厚生省令第五十二号

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に
関する知識の普及及び啓発に関する法律附
則第三条第二項に規定する北海道旧土人共
有財産に係る公告等に関する省令

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に
関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法
律第五十二号）附則第三条第二項及び第三項の規
定に基づき、並びに同条の規定を実施するため、
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する
知識の普及及び啓発に関する法律附則第三条第二
項に規定する北海道旧土人共有財産に係る公告等
に関する省令を次のように定める。

（公告事項）

第一条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等
に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平
成九年法律第五十二号。以下「法」という。）
附則第三条第二項に規定する厚生労働省令で定
める事項は、法附則第二条の規定による廃止前
の北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二
十七号）第十条第三項の規定に基づく指定に係
る北海道旧土人共有財産（以下「共有財産」と
いう。）について北海道庁長官が庁令又は告示
（以下本条において「庁令等」という。）により
公告した事項、当該庁令等の番号及び年月日並
びに法附則第三条第二項の規定に基づく公告の
時に北海道知事が管理する当該共有財産の金額
とする。

（共有財産の返還請求）

第二条 法附則第三条第三項の規定による共有財
産の返還の請求は、別記様式第一の北海道旧土
人共有財産返還請求書に、次に掲げる書類を添
付して行わなければならない。

- 一 返還請求者の戸籍抄本又は住民票の写し
- 二 返還請求者の印鑑証明書
- 三 共有財産の共有者であることを明らかにす
る書類

（返還時の手続）

第三条 北海道知事は、法附則第三条第二項から
第四項までの規定の定めるところにより共有財
産を返還するときは、別記様式第二の受領書と
引換えに返還するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成九年七月一日から施行す
る。
（北海道旧土人保護法施行規則の廃止）

2 北海道旧土人保護法施行規則（明治三十二年
内務省令第五号）は、廃止する。

附 則（平成二十二年一〇月二〇日厚生省
令第二十七号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

別記様式第一（第二条関係）

別記様式第一の表形式。表の上部には「別記様式第一」とあり、その下に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律附則第三条第二項に規定する北海道旧土人共有財産の管理に関する事項」という見出しがある。表の欄には「氏名」、「住所」、「共有財産の名称」、「金額」などが記載されている。

別記様式第二（第三条関係）

別記様式第二の表形式。表の上部には「別記様式第二」とあり、その下に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律附則第三条第三項に規定する共有財産の返還に関する事項」という見出しがある。表の欄には「返還請求者の氏名」、「戸籍番号」、「共有財産の名称」、「返還請求の金額」などが記載されている。

注意事項
1 「別」は、第二條第二項の申請書と同一の申請を併用すること。
2 「返還を受ける共有財産」欄のうち、返還の対象となる共有財産、返還に係る金額
又は権利については返還請求書に基づいて記載すること。
3 申請者は、申請欄に記載しないこと。
4 同欄の内容及び、返還請求書欄Aを記入すること。